

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年11月27日認可した。

平成27年12月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高津地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金丸池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）行時地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）竜王地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川古地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西屋敷宮中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）飯野南部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中川原地区